

2019年6月26日

株 主 各 位

姫路市大津区勘兵衛町4丁目1番地

虹技株式会社

代表取締役社長 山本 幹雄

第114回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第114回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項
1. 第114期 (2018年4月1日から
2019年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第114期 (2018年4月1日から
2019年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき50円と決定いたしました。
- 第2号議案 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決され、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行いました。

- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
本件は、原案どおり山本幹雄、谷岡 宗、松本智汎、水田敏弘の4氏が再選され、片桐康晴氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
本件は、原案どおり日置善弘、鈴木克明、松山康二の3氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
本件は、原案どおり年額1億4千4百万円以内に設定することと承認可決されました。
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
本件は、原案どおり年額30百万円以内に設定することと承認可決されました。
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
本件は、原案どおり取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定が承認可決されました。

以 上

役員人事についてのお知らせ

本定時株主総会終了後開催の取締役会において、代表取締役および役付取締役の選定ならびに執行役員の選任がなされ、それぞれ就任いたしました。この結果、2019年6月26日における当社の取締役、執行役員は、次のとおりとなりました。

<取締役>

取締役社長 (代表取締役)	山本 幹雄
常務取締役 (経理部長および総務部、人事部、経営企画部、 環境安全管理部、防災管理室、情報システムグループ担当)	谷岡 宗
取締役 (海外事業部長)	松本 智汎
取締役 (資材部、技術部、機械事業部、環境装置事業部、 ソーラー事業グループ担当)	水田 敏弘
取締役(新任) (デンスパー事業部、機能材料部および開発部担当)	片桐 康晴
取締役(常勤) (監査等委員)(新任)	日置 善弘
取締役 (監査等委員)(新任)	鈴木 克明
取締役 (監査等委員)(新任)	松山 康二

<執行役員>

執行役員 (人事部長兼環境安全管理部長)	井上文男
執行役員 (小型鋳物事業部長)	萩野 豊明
執行役員 (大型鋳物事業部長)	稲毛 宏二
執行役員 (機械事業部長兼環境装置事業部長)	梶野 正則
執行役員 (鉄鋼事業部長)	上田 英樹

以上

第114期期末配当金のお支払いについて

1. 第114期期末配当金は、同封の「第114期期末配当金領収証」によりお支払いいたしますので、お近くのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）で払渡期間内（2019年6月27日から2019年7月31日まで）にお受け取りください。
2. 銀行振込ご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を同封いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。（株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお振込先につきましては、お取引の口座管理機関（証券会社）へお問い合わせください。）
3. 「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づき作成する『支払通知書』を兼ねております。確定申告を行う際に添付資料としてご利用いただけますので、確定申告をされる株主様は、大切に保管してください。

NISA口座における上場株式の配当金等受取方式に関する注意事項

NISA口座で買付けた上場株式の配当金等を非課税とするためには、証券会社で配当金等を受け取る「かぶしきすうひれいはいぶんほうしき株式数比例配分方式」に変更する必要があります。いま一度、お取引先の証券会社にご確認ください。

- 「株式数比例配分方式」を選択される場合⇒非課税になります！
- ・ 証券会社で、いったん「株式数比例配分方式」を選択されると、同一の証券会社や他の証券会社の特定・一般口座で保有されている全ての上場株式の配当金等についても、自動的に「株式数比例配分方式」が選択されます（証券会社ごとに異なる受取方式は選択できません）。
- ・ 「株式数比例配分方式」によって上場株式の配当金等を受け取られる場合には、保有銘柄の配当基準日までに、手続を終了しておく必要があります。この手続に要する日数は、証券会社によって異なりますので、お取引先の証券会社にお問い合わせください。
- ・ 平成21年1月の株券電子化に当たって、信託銀行などに開設された「特別口座」に上場株式がある場合などは、「株式数比例配分方式」はご利用いただけません。「特別口座」の具体的な手続については、下記のお問合わせ先にご相談ください。

以上

~~~~~  
[お問合わせ先：株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関]

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

☎ 0120-782-031（フリーダイヤル）土・日・祝日を除く 9:00~17:00